

## 新 旧 対 照 表

(注) 下線部は変更点を示す。

改定後	改定前
<p>e-Tax ソフトの使用許諾書</p> <p><u>e-Tax ソフト使用者が e-Tax ソフトを使用するに当たり</u>、国税電子申告・納税システム（以下「本システム」といいます。）を利用する際には、「国税電子申告・納税システムの利用規約」に同意いただくとともに、下記の使用許諾書の<u>全ての</u>条項に同意いただくことが必要です。e-Tax ソフトのインストール前に下記の使用許諾書を必ずお読みください。e-Tax ソフトをインストールされた方は、下記の使用許諾書の<u>全ての</u>条項に同意したものとみなされます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本使用許諾書で使用する用語の<u>定義</u>は、次の各号のとおりとします。</p> <p>一、二 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>(保証の拒絶及び免責)</p> <p>第7条 e-Tax ソフトは、e-Tax ソフト使用者に対して現状で提供されるものであり、国税庁及び供給者は、e-Tax ソフトにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、e-Tax ソフトが特定目的に適合すること、並びに e-Tax ソフト及びその使用が e-Tax ソフト使用者本人又は第三者の権利を侵害するものではないこと、その他いかなる内容についての保証を行うものではありません。</p> <p>2 国税庁及び供給者は、e-Tax ソフトの補修、保守その他いかなる義務も負わ</p>	<p>e-Tax ソフトの使用許諾書</p> <p><u>この e-Tax ソフトを使用して</u>、国税電子申告・納税システム（以下「本システム」といいます。）を利用する際には、「国税電子申告・納税システムの利用規約」に同意いただくとともに、下記の使用許諾書の<u>すべての</u>条項に同意いただくことが必要です。e-Tax ソフトのインストール前に下記の使用許諾書を必ずお読みください。e-Tax ソフトをインストールされた方は、下記の使用許諾書の<u>すべての</u>条項に同意したものとみなされます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1条 同左</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 本使用許諾書で使用する用語の<u>意義</u>は、次の各号のとおりとします。</p> <p>一、二 同左</p> <p>第3条～第6条 同左</p> <p>(保証の拒絶及び免責)</p> <p>第7条 e-Tax ソフトは、e-Tax ソフト使用者に対して現状で提供されるものであり、国税庁及び供給者は、e-Tax ソフトにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、e-Tax ソフトが特定目的に適合すること、並びに e-Tax ソフト及びその使用が e-Tax ソフト使用者又は<u>それ以外の</u>第三者の権利を侵害するものではないこと、その他いかなる内容についての保証を行うものではありません。</p> <p>2 国税庁及び供給者は、e-Tax ソフトの補修、保守その他いかなる義務も負わ</p>

改定後	改定前
<p>ないものとしします。また、e-Tax ソフトの使用に起因して、e-Tax ソフト使用者に生じた損害又は第三者からの請求に基づく e-Tax ソフト使用者の損害について、<u>国税庁及び供給者の故意又は重過失によるものである場合を除き、責任を負わないものとしします。</u></p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>(使用許諾書の変更)</p> <p>第10条 国税庁は、<u>使用許諾書の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、本使用許諾書の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとしします。</u></p> <p>2 国税庁は、<u>本使用許諾書の条項の変更又は新たな条項の追加を行おうとするときは、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに e-Tax ホームページにおいて本使用許諾書の条項を変更等する旨及び変更後の本使用許諾書の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するものとしします。</u></p> <p>3 <u>本使用許諾書の変更後に、e-Tax ソフト使用者が e-Tax ソフトの使用を継続するときは、e-Tax ソフト使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。</u></p> <p>第11条 省略</p> <p>附則 省略</p> <p><u>附則 (一部改定)</u>  <u>本使用許諾書は、令和5年4月1日から施行します。</u></p>	<p>ないものとしします。また、e-Tax ソフトの使用に起因して、e-Tax ソフト使用者に生じた損害又は第三者からの請求に基づく e-Tax ソフト使用者の損害について、<u>原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとしします。</u></p> <p>第8条～第9条 同左</p> <p>(使用許諾書の変更)</p> <p>第10条 国税庁は、<u>必要があると認めるときは、e-Tax ソフト使用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとしします。</u></p> <p>2 国税庁は、<u>本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加したときは、遅滞なく e-Tax ホームページに掲載し公表するものとしします。</u></p> <p>3 <u>前項の公表後に、e-Tax ソフト使用者が e-Tax ソフトの使用を継続するときは、e-Tax ソフト使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。</u></p> <p>第11条 同左</p> <p>附則 同左</p> <p><u>新設</u></p>